

## 特殊車両と過積載車両の指導取締りを実施しました。

道路構造の保全と交通の安全確保を図るため、大仙警察署と合同で特殊車両と過積載車両の指導取締りを実施し、通行許可の履行確認などを行いましたが、違反車両は確認できませんでした。

重量・寸法超過車両は、橋梁や舗装の寿命を縮めるなど道路に悪影響を及ぼす他、重大な事故を誘因させます。特殊車両を運行させる事業者は、道路を利用する方々に安全に通行していただくため、今後とも適切な運行をお願いいたします。

- 1、取締日時：平成28年8月9日（火） 14時10分～16時00分
- 2、取締場所：神岡除雪ステーション（大仙市北檜岡地内 道の駅かみおか隣）
- 3、取締結果：対象車両1台のうち違反車両0台

今回の取締りでは、違反は確認されませんでした。

現在申請方法には、往復申請（往復とも特車として運行する場合に必要な申請方法）と実車空車同一申請（往路は特車で復路は必ず空車で運行する場合に行う申請方法、ただし、他に3つの条件を満たす必要があります。）の2通りあり、申請手続きの違いで違反にならない場合もありますので、事業主の負担軽減のためにも窓口でご相談ください。



（今年の実施状況）

<発表記者会：秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社大曲支局、秋田県南日々新聞、秋田民報>

### 問い合わせ先

◆国土交通省 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所

副所長（道路）	松井 幸男（内線205）	（代表）0183-73-3174
道路管理課長	芳賀 俊之（内線431）	（直通）0183-73-5350
大曲国道維持出張所長	篠田 耕二（内線6321）	（直通）0187-63-2157